

# 忠岡町防災会議条例

[昭和38年7月17日]  
[条例第17号]

改正 昭和52年2月25日 条例第1号 | 平成12年3月8日 条例第2号  
平成8年3月5日 条例第16号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、忠岡町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 忠岡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

## (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 町の教育委員会の教育長
  - (6) 町の消防署長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

6 前項の委員の定数は、33人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

## (専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学歴経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。  
(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則 略

## 忠岡町防災会議委員

委員別	職 名	電 話
会長	忠岡町長	0725 -22 -1122
第1号	大阪海上保安監部岸和田海上保安署長	0724 -22 -3592
第2号	大阪府泉北地域防災推進室長	072 -273 -0123
〃	大阪府鳳土木事務所長	〃
〃	大阪府和泉保健所長	0725 -41 -1342
〃	大阪府港湾局阪南港湾事務所長	0724 -39 -5261
第3号	大阪府泉大津警察署長	0725 -23 -1234
第4号	忠岡町町長公室長	0725 -22 -1122
〃	〃 住民部長	〃
〃	〃 福祉部長	〃
〃	〃 事業部長	〃
〃	〃 公立忠岡病院長	0725 -32 -2001
〃	〃 公立忠岡病院事務局長	〃
第5号	忠岡町教育長	〃
第6号	忠岡町消防長	0725 -32 -0119
〃	〃 消防団長	〃
第7号	日本通運(株)堺支店長	072 -238 -1122
〃	関西電力(株)岸和田営業所長	0724 -22 -4701
〃	南海電気鉄道(株)泉大津駅長	0725 -32 -0209
〃	西日本旅客鉄道(株)和泉府中駅長	0724 -41 -0259
〃	西日本電信電話(株)大阪支店設備部災害対策室長	06 -4795 -3355
〃	大阪ガス(株)導管事業部南部地区保安総括	072 -238 -2375
第8号	陸上自衛隊第37普通科連隊第3科長	0725 -41 -0090
第9号	泉大津市医師会会長	0725 -32 -2536